

日米両国特許庁「共通の理解」〔第二パッケージ〕〔仮訳〕

〔日本国特許庁（JPO）側措置〕

（付与後異議制度の導入）

1. (a) 1996年1月1日以降改正異議制度を設定するために、1995年4月1日まで日本国特許庁（JPO）は改正異議制度の改正法案を提出する。
- (b) 改正制度下では、異議は特許付与後のみなされる。
- (c) 多数異議は、異議手続き係属期間を最小のものにするため、一つの手続に併合されるものとする。

（早期審査制度の改正）

2. (a) 1996年1月1日までに日本国特許庁（JPO）は改正早期審査制度を創設する。
- (b) 改正早期審査においては、
 - (i) 外国の特許庁に出願をした出願人は、その対応する出願に対して早期審査を請求することができる。
 - (ii) 出願は、早期審査の請求日から36月以内に特許付与または拒絶される。
 - (iii) 日本国特許庁（JPO）は出願人に対して上記外国特許庁から、実体審査に係る通知とは別個に、または通知と共に出されるサーチレポートの提出を義務づけることができる。
 - (iv) 出願料金を超えない範囲で、通常の審査請求料に加えて追加的料金を徴収することができる。しかし、さらに実施要件を課してはならない。

（強制実施権の運用の改善）

3. 1995年7月1日以降、司法又は行政手続きを経て、反競争的であると判断された慣行の是正又は公的・非商業的利用の許可以外には、日本国特許庁（JPO）は利用発明関係の強制実施権設定の裁定を行わない。

〔米国特許商標庁（USPTO）側措置〕

（早期公開制度の導入）

1. (a) 1996年1月1日までに早期公開制度を設定するため、1994年9月30日までに米国特許商標庁（USPTO）は、米国特許法第119条、第120条、第121条、第365条の下での最先の出願日から18月後に公開するための法案を提出する。
- (b) 米国特許商標庁（USPTO）は出願日から18月の経過後速やかに、また、米国特許法第119条、第120条、第121条、第365条の下で優先権が主張されている場合には最先の出願日から18月の経過後速やかに、1996年1月1日以降出願されたすべての出願を公開する。図面、クレームを含む明細書、出願の書誌的事項が明らかとされる。もはや係属していない出願及び「秘密命令（Secret order）」の下にある出願については、公開されない。

（再審査制度の導入）

2. (a) 1996年1月1日までに改正再審査制度を設定するために、1994年8月1日までに米国特許商標庁（USPTO）は現行の再審査制度の改正法案を議会に提出する。
- (b) 改正再審査制度においては、ベストモード要件を除く米国特許法第112条のすべての要件を含めるよう再審査要求の理由が拡張される。
- (c) 改正再審査制度においては、第三者が審査官の行ういかなる面接にも参加する機会、及び第三者が再審査手続の下であらゆる通知に対して特許権者が行った応答に対して第三者が書面によるコメントを提出する機会が拡張される。

（強制実施権の運用の改善）

3. 1995年7月1日以降、司法又は行政手続きを経て、反競争的であると判断された慣行の是正又は公的・非商業的利用の許可以外には、米国特許商標庁（USPTO）は利用発明関係の強制実施権を付与しない。